

議案第 8 5 号

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に  
関する協議について

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日提出

市川市長      大   久   保      博

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第２第３条第１項第３号に掲げる事務の項及び第３条第１項第４号に掲げる事務の項中「木更津市」を「木更津市 松戸市」に改め、同表第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「館山市」を「銚子市 館山市」に改める。

附 則

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

## 理 由

### 1 共同処理事務の追加

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の組織団体である銚子市及び松戸市から、下記事務について、平成２４年４月１日から共同処理の追加依頼があったこと。

### 2 上記のことから、組合同規約中、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行うものである。

## 記

### 銚子市

- ① 公平委員会に関する事務（規約第３条第１項第１１号）

### 松戸市

- ① 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償（規約第３条第１項第３号）
- ② 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償（規約第３条第１項第４号）

以上の理由から、地方自治法第２９０条の規定により提案するものである。